

令和 7 年度

上津クリーンセンターばいじん（固化灰）
の重金属等溶出及び焼却灰成分検査
業務委託仕様書

久留米市環境部

令和7年度上津クリーンセンターばいじん（固化灰）の重金属等溶出 及び焼却灰成分検査業務委託

1. 目 的

上津クリーンセンターのばいじん（固化灰）からの重金属等の溶出状況を把握する。
また、上津クリーンセンターの焼却灰（主灰）のセメント化に伴い、成分分析し把握することを目的とする。

2. 検査業務

（1）ばいじん(固化灰)の重金属等溶出検査

① 分析項目及び分析方法：下表参照

検査項目	分析方法
アルキル水銀化合物	S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 3
水銀又はその化合物	S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 2
カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5
鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4
六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2 6 5. 2. 1
ヒ素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1. 3
セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 7. 3
1,4-ジオキサン	S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 8 第 3

※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に準ずる。

② 試料採取場所

開場時間内(8:30～17:00)に、混練成形機より採取する。なお、時期によっては夜間運転の場合もあるので、平日の開場時間内に来場し、市より採取したものを受け取ること。

③ 試料採取日

年 4 回とする。なお、日時については、市が指定する。

（2）飛灰および固化灰の鉛溶出検査業務

① 分析項目及び分析方法

上表の鉛の項目を参照。

② 試料採取場所

開場時間内(8:30～17:00)に、混練成形機より採取する。なお、時期によっては夜間運転の場合もあるので、平日の開場時間内に来場し、市より採取したものを受け取ること。

③ 試料採取日

年 8 回とする。なお、日時については、市が指定する。

(3) 焼却灰成分分析業務

① 主成分試験

分析項目	分析方法
二酸化ケイ素 酸化アルミニウム 酸化鉄 酸化カルシウム 酸化マグネシウム 酸化ナトリウム 酸化カリウム 三酸化硫黄 酸化チタン 酸化亜鉛 五酸化リン	蛍光X線分析法

② 重金属類

カドミウム 鉛 亜鉛 鉄 銅 ニッケル マンガン 全クロム 塩素	蛍光X線分析法
総水銀	加熱分解原子吸光法
フッ素化合物	水蒸気蒸留-吸光光度法

③ 水分量

④ 熱灼減量

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4. 報告書の提出

試料採取後、30日以内に報告書をその都度作成し、提出すること。

5. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

6. 業務遂行上の安全確保及び遵守事項について

業務遂行上において、安全の確保のため保護具等を装備、着用すること。

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- (2) 本仕様書に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、協議のうえ決定する。
- (3) 試験に使用した試料は、法令に基づき適正に処理すること。